

◎佐賀県条例第6号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(市町等が処理する事務の範囲等)	(市町等が処理する事務の範囲等)
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。
事務	事務
市町又は広域連合	市町又は広域連合
1～9 略	1～9 略
9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(10) 略	9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(10) 略
佐賀市（(5)に掲げる事務に限る。） 鳥栖市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町	佐賀市（(5)に掲げる事務に限る。） 鳥栖市 <u>神崎市</u> 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町
9の3～10の2 略	9の3～10の2 略
10の3 <u>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</u> (1) <u>法第5条第1項の規定により、基盤施設計画の認定をすること。</u> (2) <u>法第6条第1項の規定により、基</u>	
佐賀市 伊万里市 小城市 神崎市	

改正前	改正後
<p><u>盤施設計画の変更の認定をすること。</u></p> <p>(3) <u>法第6条第2項の規定により、基盤施設計画の認定を取り消すこと。</u></p> <p>(4) <u>法第18条第1項の規定により、連携計画の認定をすること。</u></p> <p>(5) <u>法第19条第1項の規定により、連携計画の変更の認定をすること。</u></p> <p>(6) <u>法第19条第2項の規定により、連携計画の認定を取り消すこと。</u></p> <p>(7) <u>法第22条第1項の規定により、報告を求めること。</u></p>	
<p>11～29 略</p>	<p>11～29 略</p> <p>30 <u>児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）</u></p> <p>(1) <u>法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、児童手当（法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。）の受給資格及び児童手当の額の認定をすること。</u></p> <p>各市町</p>

改正前	改正後
	<p>(2) <u>法第9条第1項及び第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、児童手当の額の改定を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>法第26条第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出及び法第26条第3項に規定する書類を受理すること。</u></p>

**第2条** 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
(市町等が処理する事務の範囲等)	(市町等が処理する事務の範囲等)																
<b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	<b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～29 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>(1) 法第17条第1項の規定により読み</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～29 略		30 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）	略	(1) 法第17条第1項の規定により読み		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～29 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>(1) 法第17条第1項の規定により読み</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～29 略		30 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）	略	(1) 法第17条第1項の規定により読み	
事務	市町又は広域連合																
1～29 略																	
30 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）	略																
(1) 法第17条第1項の規定により読み																	
事務	市町又は広域連合																
1～29 略																	
30 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）	略																
(1) 法第17条第1項の規定により読み																	

改正前	改正後
<p>替えて適用される法第7条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、児童手当（法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。）の受給資格及び児童手当の額の認定をすること。</p> <p>(2) 法第9条第1項及び第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、児童手当の額の改定を行うこと。</p> <p>(3) 法第26条第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出及び法第26条第3項に規定する書類を受理すること。</p>	<p>替えて適用される法第7条第1項（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、児童手当（法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。）の受給資格及び児童手当の額の認定をすること。</p> <p>(2) 法第9条第1項及び第3項（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、児童手当の額の改定を行うこと。</p> <p>(3) 法第26条第3項（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出及び法第26条第3項に規定する書類を受理すること。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中第2条の表第10号の3を削る改正規定は公布の日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、第1条の規定による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第2条の表第9号の2及び第30号の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては当該各号の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。